

国保だより

—3月・7月・10月の年3回発行—

編集・発行 福島市市民安全全部国保年金課

●「国保だより」バックナンバーのご案内 「国保だより」のバックナンバーを市のHPIに掲載しますのをご覧ください

福島市国保だより 97号

(平成30年5月末日現在)

国保世帯数 36,976世帯

被保険者数 58,015人

国民健康保険についての
問い合わせは
福島市役所国保年金課へ
電話 525-3735
525-3773

福島市国民健康保険にご加入の40歳～75歳未満の方へ

国保特定健康診査のごあんない

料金が無料になりました！

健診内容

身体計測、血圧測定、血液検査(血糖・脂質・肝機能検査)、
クレアチニン検査(腎機能検査)、尿検査、医師の診察
※貧血・心電図・眼底検査(医師の判断により該当する方)

料 金

個別健診：無料
集団健診：無料

受診場所

個別健診：市内の実施医療機関(予約が必要です)
集団健診：各地区学習センター、市保健福祉センター等

実施期間

個別健診：6月1日(金)～10月31日(水)
集団健診：6月11日(月)～10月19日(金)

必要な物

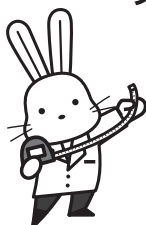
受診券、福島市国民健康保険被保険者証

<詳しくは、6月号市政だより折込みチラシをご覧ください>

「第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)

第3期特定健康診査等実施計画」平成30年度～35年度 を策定しました

この計画は、国民健康保険に加入する皆様の健康寿命の延伸と医療費の適正化のために平成30年3月に策定しました。詳しくは、福島市ホームページをご覧ください。



<おもな長期目標>

虚血性心疾患死亡率の減少 脳血管疾患死亡率の減少 糖尿病性腎症による新規透析患者数の減少

<おもな短期目標>

メタボリックシンドローム 高血圧 脂質異常症 糖尿病、糖尿病有病者 CKD(慢性腎臓病)の
・予備群の減少 の改善 の減少 の増加の抑制 減少

急性心筋梗塞による死亡の指標が大幅に悪化！

第1期計画では、虚血性心疾患(心筋梗塞や狭心症)対策を最優先事項として取り組んできましたが、虚血性心疾患である心筋梗塞による死亡指標は年々悪化しています。

特定健康診査は、虚血性心疾患を予防するための健診で、メタボリックシンドローム、喫煙、脂質異常症、糖尿病、高血圧症の改善が重要です。

☆特定健康診査を受診して、急性心筋梗塞を予防しましょう!!



— 国保は、加入者のみなさんによる「助け合い」の制度です —

高額療養費制度の見直しについて

【70歳以上の課税世帯の自己負担限度額が一部変わります】

●変更前(平成29年8月診療分から平成30年7月診療分まで)

所得区分 (適用区分)	外来(個人単位)の 限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額	4回目以降の限度額 (多数)
現役並み所得者	57,600円	80,100円 +(医療費の総額-267,000円)×0.01	44,400円
一般世帯	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	—
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	—

●変更後(平成30年8月診療分から)

所得区分 (適用区分)	外来(個人単位)の 限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額	4回目以降の限度額 (多数)
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×0.01		140,100円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上 690万円未満)	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×0.01		93,000円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上 380万円未満)	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×0.01		44,400円
一般世帯	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	—
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	—

※年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。

※70歳以上の入院の場合、1か月に医療機関等に対して支払う費用は、世帯ごとの限度額までとなります。

「限度額適用認定証」をお持ちのみなさまへ

○現在お持ちの認定証は、有効期限が7月末となっております。8月以降も使用される場合は更新の手続きが必要です。 ※受付期間(平成30年7月2日～8月31日)

【申請方法】 7月中の申請の場合は郵送により交付します。下記の2点をお持ちになり、国保年金課または、支所・出張所で申請してください。

1. 対象となる方の国民健康保険被保険者証
2. 本人以外の方が来庁する場合はその方の身分証明書
※8月以降の申請で別世帯の方による受取を希望する場合は、上記1、2に加え委任状が必要となります。

【こんなときはお知らせください！】

申請時と状況が変わった場合は、そのまま使用することができませんので早めにご相談ください。また、認定証の適用区分の表示が(Ⅱ)または「オ」の方で、入院が過去1年間で90日を超える場合には、領収書など入院の日数を確認できる書類を添えて申請すると、翌月から食事が減額される認定証の交付を受けることができますので、お問い合わせください。

【お問い合わせ】 国保年金課 国保給付係 ☎525-3773

— 医療費は大切に使いましょう —

【平成30年度 国民健康保険税納税通知書について】

平成30年度の納税通知書は7月中旬に発送予定です。

今年度は、医療分の税率及び課税限度額の改正が行われました。

また、一定所得以下の世帯に対し実施している均等割額・平等割額を軽減する制度では、所得判定基準が改正され、対象が拡大されます。

<税率等>

区 分	医療分		支援分	介護分
	改正内容	改正後	(改正なし)	(改正なし)
所得割率	0.2%の減率	7.6%	2.9%	2.5%
均等割額	100円の増額	17,900円	6,000円	7,800円
平等割額	800円の減額	18,900円	6,600円	5,700円
課税限度額	40,000円の増額 (法令改正により)	580,000円	190,000円	160,000円

●平成30年度 国保税の納期限●

(第1期)	平成30年7月31日
(第2期)	8月31日
(第3期)	10月1日
(第4期)	10月31日
(第5期)	11月30日
(第6期)	12月25日
(第7期)	平成31年1月31日
(第8期)	2月28日

<均等割額・平等割額 軽減基準>

区 分	改正内容	所得判定基準(世帯の所得金額の合計)
7割軽減	改正なし	33万円以下
5割軽減	加算額を27万5千円に引上げ (29年度は27万円)	33万円 + 27万5千円 × (被保険者 + 特定同一世帯所属者) 以下
2割軽減	加算額を50万円に引上げ (29年度は49万円)	33万円 + 50万円 × (被保険者 + 特定同一世帯所属者) 以下

○東京電力福島第一原子力発電所事故にかかる国民健康保険税の減免について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示の対象地域（解除・再編された地域も含む）に住所を有していた方は、平成30年度も引き続き国民健康保険税の減免措置が受けられます。ただし、旧避難指示区域等に住所を有していた方については、一定の所得基準があります。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

平成30年8月1日 国民健康保険高齢受給者証が更新になります

高齢受給者証は毎年8月更新のため7月下旬に郵送します。手続きは不要です。病院にかかるときは

国民健康保険
被保険者証
(緑色)

と

国民健康保険
高齢受給者証
(ピンク色)

の**両方を提示**してください。

有効期限の切れた高齢受給者証は、本年8月1日以降に国保年金課または各支所・出張所へお返してください。なお、返還が困難な場合は、個人情報を読みとれないように、細かく裁断するなどしてご自分で処分してください。

◇70歳から74歳の方の医療費の窓口負担割合

昭和19年4月1日以前生まれの方	2割(特例措置により1割)※1
昭和19年4月2日以降生まれの方	2割
一定の所得がある方(※2)	3割

※1 法律では2割ですが、平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方は、特例措置で1割負担が継続されるためこのように表示しています。

※2 一定の所得がある方とは、同一世帯の70歳から74歳の国保加入者の中に市・県民税の課税標準額が145万円以上の方が一人でもいる場合の、70歳から74歳の国保加入者全員です。



【お問い合わせ】 国保年金課 国保資格係 ☎525-3735

— 被保険者証は国保加入者の証明書です —

後期高齢者医療制度加入の皆様へ

◇被保険者証更新のお知らせ(8月1日からはピンク色の保険証です)

現在使用している保険証(オレンジ色)の有効期限は7月31日です。

新しい保険証は7月下旬に郵送いたしますので、8月1日からは新しい保険証をお使いください。

古い保険証は、国保年金課または各支所・出張所へお返し願います。どうしても返還できない場合は、個人情報を読みとれないよう細かく裁断するなどして処分してください。

◇平成30年度の保険料額決定通知及び納入通知書は、8月初旬にお送りします。

通知書が届きましたら、内容をご確認のうえ、期日までに納付くださいますようお願いいたします。

<平成30年度の保険料の計算方法>

保険料は被保険者さまが共通の定額を収める「均等割額」とそれぞれの所得に応じて収める「所得割額」の合計となり、個人ごとに算定されます。

保険料 (年額) 均等割額と 所得割額の合計 <small>※最高限度額62万円 ※100円未満切捨て</small>	=	均等割額 (被保険者全員が均等に負担) 41,600円 <small>※世帯の所得に応じて軽減措置があります。</small>	+	所得割額 (所得に応じて負担) [総所得金額等 -33万円] × 所得割率7.94%
--	---	--	---	--

- ・年度の途中で資格を取得した場合は、その月からの保険料を負担します。
- ・年度の途中で資格を喪失した場合は、その月の前月分まで(喪失日が月末の場合はその月まで)の保険料を負担します。

◇高額療養費制度の自己負担限度額が一部変更になります。

平成30年8月から高額療養費の上限度額が変わります。詳しくは2ページをご覧ください。

なお、一部負担割合が3割で本人もしくは同一世帯の被保険者の住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方へは、申請により「限度額適用認定証」を交付します。平成30年8月以降医療機関での支払が高額になる可能性のある方は申請してください。

また、住民税非課税世帯の方へは、従来通り「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しますので、申請してください。

【お問い合わせ】 国保年金課 高齢者医療係 ☎525-3724

福島県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

～後期高齢者医療保険では歯科口腔健康診査を実施しています～

被保険者の皆さまの歯科健康保持及び疾病予防等のため、平成30年度は下記の内容で歯科健診を実施しています。歯の健康は、口腔状態の悪化による歯周病予防や、噛む力の低下による誤えん性肺炎予防のために、とても重要です。この機会に歯科健診を受診しましょう。

対象者 福島県後期高齢者医療の被保険者で、昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までに生まれた方(前年度中に75歳に達した方)

健診項目 問診、歯(義歯)、咬合、歯周組織、嚥下の状態等

健診費用 無料

健診期間 平成30年6月1日(金)から平成30年11月30日(金)まで

留意事項

- ①対象歯科医院において実施していますので、詳しくは5月下旬に各対象者へ配布された案内状をご覧ください。
- ②歯科健診が無料で受診できるのは1回となります。
- ③東日本大震災により避難されている方も、避難先で受診できる場合があります。
- ④長期入院されている方や介護施設へ入所されている方は、対象とならない場合があります。

問い合わせ先 福島県後期高齢者医療広域連合 ☎528-9024